

廃棄物海洋投入処分許可申請書

2019年 6月 13日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住 所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

氏 名 宮崎県知事 河野 俊嗣

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



第10条の6第1項 船舶
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第18条の2第1項 の規定により、海洋施設 からの
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：宮崎港における港内浚渫に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019年9月1日～2022年8月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 31,624m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019年9月1日～2020年8月31日：10,000 m ³ 2020年9月1日～2021年8月31日：10,000 m ³ 2021年9月1日～2022年8月31日：11,624 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の点を中心とした半径740mの円内の海域。 北緯31°51'54" 東経131°37'30" (詳細は別紙-2のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定する排出方法で実施する。船舶の航行中には排出しない。 (詳細は別紙-3のとおり)
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考		
1 ※の欄には記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列 水審 環境省)

